

総務常任委員会

1 開 議 令和4年12月5日(月) 午前10時00分

2 場 所 7階 委員会室3

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第79号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第86号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第83号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第77号 大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第5 議案第78号 大田原市情報公開条例及び大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第80号 大田原市行政組織条例及び大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第81号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第82号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

総務常任委員会名簿

委員長	櫻	井	潤	一	郎	出席
副委員長	菊	地	英	樹		出席
委員	伊	賀		純		出席
	新	卷	満	雄		出席
	斎	藤	光	浩		出席
	君	島	孝	明		出席
	高	崎	和	夫		出席

当 局	総 合 政 策 部 長	斎 藤 達 朗	出席
	危 機 管 理 課 長	阿 見 賢 一 郎	出席
	経 営 管 理 部 長	益 子 和 弘	出席
	総 務 課 長	君 島 敬	出席
	税 務 課 長	中 木 太	出席
	監 査 委 員 事 務 局 長	藤 沼 誓 子	出席

事 務 局	藤 田 一 之	出席
-------	---------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットのとおりであります。

当局の出席者は、斎藤総合政策部長、阿見危機管理課長、益子経営管理部長、君島総務課長、中木税務課長、藤沼監査委員事務局長です。

◎議案第79号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第79号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗） 議案第79号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

詳細について、危機管理課長から説明をさせます。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿見賢一郎） 議案書27ページ、議案書補助資料を御覧ください。

改正理由としまして、消防団組織の見直しを行うとともに、消防団員の処遇改善を目的とし、災害、警戒、訓練等の消防団活動に従事する場合に支給する出動報酬を創設するため、関係部分を改正するものがあります。

32ページを御覧ください。概要によりご説明いたします。1として、消防団員の処遇改善については、消防庁からの通知にのっとり、年額報酬及び出動報酬を支給します。

2として、条例定数の改正については、根拠として、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ積載車を基に、消火活動に要する基本単位と必要単位数を定め、それぞれ1車両につき15人、12人とします。

33ページに移りまして、大田原地区の1分団から6分団において定数の見直しを行い、黒羽地区の7分団から10分団においても定数の見直しを行い、湯津上地区の11分団から13分団においては、定数の見直しと分団及び部の統合を行います。

34ページに移りまして、組織の改編により改正後の定数は788人、組織は11分団48部隊制となります。

次に、消防団員の報酬については、団長の年額報酬を、管内自治体に合わせ20万円とし、出動報酬を出動の種別ごとに区分し、災害の場合では、出動時間に応じて、1回につき3時間未満は3,000円、3時間以上7時間45分未満は5,000円、7時間45分以上は8,000円とするなどの改正を行います。また、これまでの機関員としての運転手、機械手及び伝令の手当は廃止します。

次に、新旧対照表でご説明いたしますので、28ページを御覧ください。本改正条例の第1条関係は、大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でありまして、第2条で定める定員を1,052人から788人に改めます。

第8条、ただし書中「その他の災害」を「地震等」とし、文言を改めます。

改正前の第12条では、消防団員の報酬及び費用弁償を大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で定めると規定していましたが、改正後の第12条で、年額報酬及び出動報酬について規定します。

29ページに移りまして、出動報酬について、種別、出動時間の区分により報酬の額を定め、第13条で費用弁償について、消防団員が公務のため市外に旅行したときは費用弁償を支給することを定め、同条第2項で額及び支給方法について規定します。

30ページに移りまして、本改正条例の第2条関係は、大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でありまして、第1条の2、兼務報酬に係るただし書において、「消防団長等」を削り、第13条第4項及び第5項で定めていた消防団員の費用弁償に係る規定を削り、31ページに移りまして、報酬の額を規定した別表から消防団に係る部分を削ります。

なお、兼務報酬の規定につきましては、消防団員は議員充て職ではないことにより、報酬の支給制限がないため、第1条関係には明文化しておりません。

次に、本条例の附則の規定についてご説明いたします。26ページにお戻りいただき、附則として、第1項としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行する旨規定いたします。

第2項としまして、経過措置を規定いたします。

以上で議案第79号の説明を終わります。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） 定員を削減というか、減らしてはいますが、この減らした状態で、今まで対応したこと、やってきた災害とかに対するような、同じような対応ができるのかどうかというのを聞きたいのですけれども。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿見賢一郎） ただいまのご質問についてお答えいたします。

今回の定数削減の理由としましては、これまでの1,052人は、平成17年7合併のときに、3市町の消防団員の数を合わせた数でありまして、特に定員の根拠が明確ではなかったため、今回改めて、国が定める消防力の整備指針に基づきまして、定員の数を算出いたしました。それによりまして、ポンプ車1台に対して5名、小型積載車は4名、1日8時間を1つの班として、24時間であれば、その3倍の数を根拠の定数

といたしました。

なお、定数が減少となりましても、現在本市の消防団員の数は923名おります。現在の団員の方については、引き続き活動していただきたいと考えております。消防力の低下にはならないと考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 私からの質問は、今回処遇改善と条例定数の変更が同時になされましたが、以前から、私たちが消防団に入っている頃に、ポンプ車でも15人と20人以上の編成があったので、20年ぐらい前から定数を減らしてくれという要望はずっと出していたのですが、なぜこの時期に、処遇改善と合わせてされたのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿見賢一郎） 質問にお答えいたします。

今回の処遇改善と消防団員の定数の改正につきましては、昨年度より、国の消防庁のほうから、消防団の処遇改善の見直しをなささいという通達が来ておりまして、それに従いまして、昨年度から消防団と何度も会議、協議等を重ねて、組織改編と処遇改善のほうについて話し合いが行われてきました。それで、令和5年4月から、このタイミングで処遇改善、組織改編というタイミングになりました。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） そうしますと、団員の皆さんのご理解を得て、このタイミングでやられたということによろしいのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿見賢一郎） おっしゃるとおりでございます。これにつきましては、少し詳しくご説明させていただきますと、昨年度から消防団幹部と協議が進められて、昨年度全団員を対象としたアンケートを実施いたしました。その結果、今年度に入ってから、副分団長以上の幹部と4回にわたり協議を重ね、9月には組織改編を予定している湯津上地区の自治会長及び議員の方に対しても丁寧にご説明いたしました。その中でご理解を得て、部長以上の団長につきましては、10月の説明会を実施して、今回の改正及び処遇改善に至っております。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 了解しました。ご丁寧な説明をされた上でなされたということで安心しました。

もう一点、出勤報酬の件なのですが、例えば夜の11時50分に出動して2時40分に戻ったという場合ですと、夜中に動いたのに、これも3,000円ということになってしまうのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿見賢一郎） 1回の出勤についてということでございますので、11時45分から2時40分になりますと3時間なので3,000円という報酬になります。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） それに対して団員の皆さんが、昼に出るのと夜に出るのとか、それで金額が同じというのはどうなのかという、そういった問題はなかったのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿見賢一郎） それでは、お答えいたします。

資料の35ページを御覧いただきたいと思いますが、この一番上に出動例とありまして、2日間にわたり、1日目が4時間、2日目が9時間と、議員おっしゃった時間より若干長い時間の想定なのですが、この場合は3時間以上で1日目が5,000円、7時間45分以上で2日目が8,000円、合わせて1万3,000円という支給の方法になります。あくまでも1回の出動、1日の出動が、8,000円が上限になっております。その辺については、各団員のほうにも丁寧に、いろいろなパターンの例をご説明して納得いただいているところであります。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） 今君島委員のほうからもあったものと、ちょっとダブるかもしれませんが、まず条例定数の根拠ということで、今回消防庁のほうからという今説明がありましたけれども、今までは、条例定数を現団員数に近い条例定数に変えようとする事自体が、なかなか国は認めなかったということが、今回令和5年4月からということなのですが、これには全国的に恐らく条例定数との乖離があったのだと思うのですが、その辺で国が軟化したというか、そういうことの中で条例定数の改正につながったという理解でいいのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿見賢一郎） 今回の条例定数については、今まで消防団の本市の定数に対する充足率というのが、全体で87.7%、何とか100%にしたいというところもございまして、また特に湯津上地区において問題が提起されていた部分がありまして、湯津上地区の消防団の実情ということで、20年以上在籍している団員の方が、湯津上地区の消防団の在籍者が102名おります。そのうち28%の29名が20年以上の経験者、また部長等の経験者。本来部長までやると、その後退団というのが通常の流れになるわけなのですが、部長経験者も在籍者に対して49名、全体の48%というところで、何とか湯津上地区については、組織改編と併せて定数の変更ということが望まれておりました。ですので、国の流れというよりも、大田原市の消防団の現状の問題点を改善するために、組織改編を行いました。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） 実際には充足率が、現団員が不足しているということですが、今回は条例定数が788という中で、部によっては、100%以上今までいた部があるわけですね。それが、今回の条例定数にすると、オーバーになる団員数、団員の部も確かに出てくるところもあると思うのですが、これは簡単に認めてしまうのですか。それとも、オーバー分は、何か処遇は、今回どのように考えているのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿見賢一郎） 今の質問につきましては、あくまでも定数を削減しても、現在の923人は基本として残っていただきたいというところで団のほうには説明しております。段階的に定数の方は……定数に近づける、近づく形になると思います。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） 今条例定数は788で、現在は900……

（「23」と言う人あり）

○委員（高崎和夫） 二十幾つがいて、段階的にということで、その788に持っていきたいということなのですね。そういうことであれば、いいのだと思うのですけれども、今の788という今回の大田原市の条例定数が、もしかしたら何年もつのかなという、逆にまた、そんな感じもするのですけれども、その辺は市としては、大丈夫だと、100%できるというような感じの中で、今この788という数字になったという理解の仕方ではよろしいのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿見賢一郎） 議員おっしゃるとおりで、そのように考えております。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） それから、35ページの支給に関する規則の新規規定という中で、「活動実績のない団員の支給を停止することができる」、この文言ですけれども、これはどのような形での、実績のない団員というものは今後……活動の実績と、その支給停止というものをどのように今考えているのかご説明願いたい。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿見賢一郎） 今回消防団との処遇改善等の話合いの中で、団員が火災活動にも出ない、訓練にも出ないという、いわゆる幽霊団員と言われます団員の存在が問題視されました。今度令和5年4月からは、これまで部のほうに各団員の報酬が支払われていたものが、各個人の消防団員に活動報酬が支給されることとなります。その中で、やはり活動している消防団員との不公平感がないように、活動しない団員には報酬を支給しないほうがいいのではないかと。

これについては、近隣の那須町、那須塩原市の担当とも足並みをそろえる形で、この文言をつける形で話合いが行われました。こういった団員については、事前に各消防団員には、そのことについて、来年の4月からは、活動がない者には報酬が支払われなくなりますよということは、既に周知してございます。

以上です。

（「委員長、もう一回。関連で」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） そういうことでいいのだと思うのです。今度は逆に、団員でありながら消防団の活動に出動しないということによって、報酬が支払われない、報酬ももらえない、だから今度は団員をやめたという逆のジレンマ的なものも、それによってまた団員減少というものが出てくる可能性もあるのではないのかなと。その辺も、これから何かいい方法を考えて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 意見ですか。

○委員（高崎和夫） 意見でもあるし、本当はちょっと聞きたいのですけれども、その対応を。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿見賢一郎） その辺の危機感は消防団の方も持っていらっしやいまして、実は今年9月に湯津上地区の消防団の、湯津上地区は組織改編を伴いますので、各自治会長も参加した上で話合いが行

われました。その中で、消防団の実情を消防団自ら各自治会長に説明をいたしました。その後、自治会長の皆さんは、それでは大変だということ消防団の実情を分かっていたら、今後私どもも団員確保について協力するよということで、今回12月1日号のお知らせ版配布のときに、消防団募集のチラシが入ったかと思えますけれども、あれも一つの、消防団を新たに、消防団の確保について、活動しますよということの周知の一環となっております。ですので、今後自治会のほうも含めて、団員の確保に努めていく方向で努力していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 菊地委員。

○委員（菊地英樹） 35ページの7、3項の表の中で、標準団員数というのがあると思うのですが、これはどのような算出方法で出るのか教えていただきたい。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿見賢一郎） 質問にお答えいたします。

標準団員数とは、普通交付税措置に関わる人口及び人口密度に応じた、ちょっと難しいのですが、密度補正による補正後に、人口に基づき算出された人数でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 菊地委員。

○委員（菊地英樹） 隣にまた乖離数とか書いてあるのですが、徐々にこの標準団員数になるような形で、だんだん減らしていくという意味とは違うのですか、この乖離数。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿見賢一郎） この数に近づけていくという考えは、今のところございません。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

意見がありましたら、意見をお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第79号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

総合政策部長、危機管理課長は、退席していただいて結構です。ありがとうございました。

（執行部退席）

◎議案第86号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 続きまして、日程第2、議案第86号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第86号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、公職選挙法の一部を改正する法律が令和4年4月6日に公布され、公職選挙法施行令の一部改正が行われまして、選挙公営に係る基準単価及び限度額が引上げられたことに伴い、関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては、監査委員事務局長からご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（藤沼誓子） それでは、議案第86号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書はタブレット107ページ、議案書補助資料は109ページを御覧ください。この条例の改正の趣旨につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が令和4年4月6日に公布され、併せて公職選挙法施行令の一部改正が行われましたので、この規定に準ずる大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものでございます。

今回の公職選挙法の改正に伴う同法施行令の一部改正の内容でございますが、最近の物価変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営の経費に係る限度額の引上げが実施されました。本市条例は、国における制度に準じて規定しておりますので、この改正に伴い、選挙運動用自動車及び選挙運動用ビラ等の作成の公費負担分の限度額を上げるため、所要の改正を図るものでございます。

それでは、条例の改正についてご説明いたしますので、110ページ、新旧対照表を御覧ください。初めに、第4条でありますが見出し中にあります「支払い」の語句のうち送り仮名の「い」を削ります。これは、内閣府の訓令により、慣用に従い、送り仮名をつけない表記に改めるものでございます。

次に、同条第2号アは、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担であります。上限の1万5,800円を1万6,100円に改めます。

111ページをお開きください。続きまして、同条第2号イであります。選挙運動用自動車使用時の燃料代金7,560円を7,700円に改めます。

第8条に移ります。見出し中の「支払い」の語句から「い」の送り仮名を削ります。第8条は、選挙運動用ポスター作成の公費負担であります。ポスター印刷の単価525円6銭を541円31銭に改め、作成企画費に当たる経費の31万500円を31万6,250円に改正いたします。

次に、第9条は、選挙用ビラの公費負担であります。作成単価7円51銭を7円73銭に改めます。

お手元の資料は112ページをお開きください。第11条は、前述の選挙運動用ビラの公費負担の上限と支払手続について定めてございますが、ビラの1枚当たりの単価及びその上限金額7円51銭を7円73銭に改めるものでございます。

議案書108ページの改正文のほうにお戻りください。改正する条例の施行日でございますが、附則といた

しまして、この条例は、公布の日から施行するといたします。

以上で議案第86号についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第86号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

監査委員事務局長は退席していただいで結構です。ありがとうございました。

（執行部退席）

◎議案第83号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 続きまして、日程第3、議案第83号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第83号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部改正に伴い改正するものでありまして、主な内容は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し、個人市民税の扶養親族等申告に係る規定の整備、住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長に伴い、関係部分を改正するものであります。

詳細については税務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 税務課長。

○税務課長（中木 太） 議案第83号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットの77ページ、改正条例を御覧ください。大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、第1条から81ページまでの3条立てとなっております。

82ページの議案補助資料を御覧ください。今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い改正するものであり、主な改正は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し、個人市民税の扶養親族等申告に係る規定の整備、住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長に伴い、関係部分を改正するものであります。

それでは、改正条例第1条関係からご説明いたします。83ページ、新旧対照表を御覧ください。83ページの第33条は、地方税法第313条第13項、15項の改正に伴う改正であり、金融所得課税の適正化を図るために、所得税と個人市民税に異なる課税方式の選択が可能であったものを、所得税の課税方式のいずれかの確定申告書と一致させるもので、第4項で上場株式等の配当所得、第6項で譲渡所得について規定するものであります。

続きまして、84ページをお開きいただきまして、34条の8は、地方税法第314条の9第1項の改正に伴うものであり、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によるものと規定するものでございます。

続きまして、85ページ、36条の2は、地方税法第317条の2第1項の改正に伴う改正でありまして、公的年金等受給者の個人市民税に係る規定の整備でございます。

続きまして、86ページ、36条の3は、地方税法第317条の3第2項の改正に伴う規定の整備で、「附記」の「附」の文字を改めるものであります。

36条の3の2は、地方税法第317条の3の2第1項の改正に伴う改正でありまして、給与所得者の扶養親族等申告書について、記載事項に「退職所得等を有する一定の配偶者の氏名」を追加するものであります。

87ページの第36条の3の3は、地方税法第317条の3の3の改正に伴う改正でありまして、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、退職所得等を有する一定の配偶者及び扶養親族について、提出義務を追加し、記載事項に「退職所得等を有する一定の配偶者の氏名」を追加するものであります。

88ページの第49条の7は、地方税法施行規則第2条第4項の改正に伴うもので、納入書の使用できる様式を追加するものであります。

69条の2及び69条の3は、地方税法第382条の2及び382条の4の改正に伴う改正であり、手数料条例で定めている固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付手数料について、法改正に伴い、固定資産課税台帳の住所の記載について、内容が追加されたことから、新たに税条例にも追加するものであります。

89ページの附則第7条の3の2は、法附則第5条の4の2第5項に伴う改正であり、個人市民税について、住宅借入金等特別税額控除の延長見直しを行ったもので、令和7年までの入居について、控除期間を13年間とするものであります。

附則第16条の3は、法附則第33条の2第6項の改正に伴う改正であり、申告分離課税を所得税の適用がある場合に限り適用するものであります。

90ページの附則第17条の2は、法附則第34条の2第6項の改正に伴う改正でありまして、引用条項の削除に伴う規定の整備であります。

附則第20条の2は、外国居住者等の所得に関する総合主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第10項の法改正に伴う改正でありまして、申告方式の選択に係る規定の整備であります。

91ページの附則第20条の3は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第13項、15項の改正に伴う改正でありまして、こちらも申告方式の選択に係る規定の整備であります。

93ページの第26条は、法附則第61条第3項、第4項の改正に伴う改正でありまして、附則第7条の3の2の改正により、適用が重複するために、附則第26条を削除するものであります。

次に、改正条例第2条関係につきましてご説明します。94ページの改正条例第2条は、第1条関係で追加した69条の2及び69条の3は、地方税法第382条の4の新設に伴う改正でありまして、固定資産課税台帳の住所の記載について、支援措置対象者の場合など、当該住所に代わるものとして、総務省令で定める事項を記載したものを閲覧、交付するとしたものであります。

続きまして、改正条例第3条関係につきましてご説明いたします。95ページの改正条例第3条関係は、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備であります。第2条は、令和3年改正法附則第10条の改正に伴う規定の整備であります。

続きまして、本条例を改正するための附則についてご説明いたします。改正条例、80ページ中段に戻っていただきまして、第1条は、施行期日を定めるもので、この条例は、令和5年1月1日からの施行となっております。内容により、令和6年1月1日から、令和6年4月1日からと定めるものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置について、第3条は固定資産税に関する経過措置について規定しております。

以上で議案第83号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定についてのご説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決をいたします。

議案第83号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

（執行部退席）

◎議案第77号 大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 続きまして、日程第4、議案第77号 大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第77号 大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、令和3年5月19日公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体に関する記述の規定が令和5年4月1日より施行

されることに伴い、従前の各地方公共団体での個人情報保護条例の規定、運用の不均衡、不整合等の支障を解消し、個人情報保護及びデータの流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定することなどを主な目的しております。その上で、改正後の個人情報保護法を運用するに当たり、各地方公共団体において必要最低限条例で定める必要がある事項、必要に応じて条例で定められることが考えられる事項とされているものにつきましては、本市の条例で規定する必要があることから、大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

詳細については総務課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、議案第77号 大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明をいたします。

14ページの議案書補助資料を御覧ください。先ほど部長のほうから説明がございましたが、法律が令和5年4月1日より施行されますので、本市におきましては、条例で定める必要がある事項といたしまして、開示請求に係る手数料、それから必要に応じて条例で定められることが考えられる事項といたしまして、罰則規定に係る経過措置を規定するとともに、条例で定めることが妨げられるものでない事項といたしまして、個人情報取扱事務の届出等のほか、開示請求書の記載事項、開示決定等の期限などを規定いたします。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。タブレット10ページを御覧ください。第1条は、本条例の趣旨であります。

第2条は用語の使用であります。

第3条は、個人情報取扱事務の届出等で、市の各実施機関が、個人情報の取扱いを開始、変更または廃止する際に、市長に届け出ることを規定いたします。

第4条は、開示請求に係る手数料等で、写しの交付を受ける者には、別表で定める実費分の負担を求めたものであります。手数料につきましては、これまでの開示請求に係る手数料と同額でございます。

第5条は、開示請求書の記載事項で、法に定める氏名、住所、請求する文書等の名称のほかに、実施機関が記載事項を追加できる旨を規定いたします。

11ページを御覧ください。第6条は、開示決定等の期限で、保有個人情報の請求があった際の開示期限として、第1項で、請求があった日から15日以内とし、第2項で、期限を30日以内で延長ができる旨を規定いたします。

第7条は、開示決定等の期限の特例で、請求された文書が著しく大量であった場合に、第6条の規定にかかわらず、分けて開示決定できる旨を規定いたします。

第8条は、諮問で、大田原市情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項を規定いたします。

第9条は、委任であります。

附則第1項といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものといたします。

附則第2項といたしまして、現行の大田原市個人情報保護条例は、施行日をもって廃止するものといたします。

12ページを御覧ください。附則第3項から第7項までにつきましては、個人情報保護条例廃止に伴う経

過措置でございます。

別表第4条関係につきましては、写しの作成に要する費用及び写しの送付に要する費用でございます。

大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤光浩） 17ページの条例の内容がまとめてありますけれども、この条例で定める必要がある事項の中の行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約における手数料の条例が、規定なしと書かれているのですけれども、これは条例で定める必要がある事項なのに規定しないでもいいのですか。ごめんなさい。ちょっと理解できなかったのです。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） ご説明いたします。

まず、ご指摘のございました、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の中で、まず用語の説明のほうからさせていただきますと、行政機関等匿名加工情報という名称が出てきますけれども、これは行政機関等が保有しております個人情報を、個人を特定できないように加工した、なおかつ当該個人情報を復元できないようにした情報ということで、これを民間の事業者であったり、そういった方たちに情報を提供していただくというものでございますが、この改正法の中で、この部分につきましては、当分の間、都道府県あるいは指定都市が対象となっております。また、これを運用するような状況というのは、これを利用するようなものは今のところ想定されておりませんので、そういった観点から今回は規定を見送っております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決をいたします。

議案第77号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号 大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第78号 大田原市情報公開条例及び大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 続きまして、日程第5、議案第78号 大田原市情報公開条例及び大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしま

す。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

- 経営管理部長（益子和弘） 議案第78号 大田原市情報公開条例及び大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、先ほどの議案第77号でご説明いたしましたとおり、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体に関する規律の規定が、令和5年4月1日より施行されることに伴い、関係する部分を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

- 委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

- 総務課長（君島 敬） それでは、議案第78号 大田原市情報公開条例及び大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

21ページの新旧対照表によりご説明させていただきたいと思います。まず、第1条関係でございますが、大田原市情報公開条例の一部改正につきましては、第20条第3項、他の制度との調整として、情報公開条例の規定にかかわらず、個人情報の取扱いにつきましては、個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例の定めるところによる旨を新設いたします。

続きまして、22ページを御覧ください。第2条関係、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正につきましては、第3条、第8条、第9条、第10条及び第11条において、文言の訂正をするものでございます。

続きまして、23ページを御覧ください。第12条は、「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律その他関係法令」に文言の訂正をするものでございます。

19ページの改正文にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するといたします。

大田原市情報公開条例及び大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

- 委員長（櫻井潤一郎） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

- 委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決をいたします。

議案第78号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

- 委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号 大田原市情報公開条例及び大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第80号 大田原市行政組織条例及び大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 続きまして、日程第6、議案第80号 大田原市行政組織条例及び大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第80号 大田原市行政組織条例及び大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年度組織改編といたしまして、水道事業及び下水道事業を建設水道部から分離し、水道局を設置するとともに、建設水道部の名称を建設部に改めるため、関係する2つの条例を一括改正するものであります。

詳細については総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、議案第80号 大田原市行政組織条例及び大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

39ページの新旧対照表を御覧ください。第1条関係、大田原市行政組織条例の一部改正につきましては、市長部局に置く部の名称及び事務分掌の改正でございます。第2条及び第3条中「建設水道部」を「建設部」に改めるものであります。

次に、40ページを御覧ください。第2条関係、大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、第4条第5項において、1号立てとなっております規定内容を第5項本則部分に移し、第1号を削るものでございます。また、第5条第2項において、地方公営企業法第14条の規定による水道事業及び下水道事業の管理者の権限に属する事務を処理する組織を「建設水道部」から「水道局」に改めるものでございます。

なお、上下水道課の名称はそのままといたしますので、水道事業管理者の下に水道局を、水道局の下に上下水道課を、上下水道課の下に各係を設置することになります。

37ページの改正文にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するいたします。

大田原市行政組織条例及び大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） 水道局をつくった理由なのですが、本会議で説明があった内容ですと、上水道と下水道の国の所管が違うので、経理が煩雑だということと、災害時に上下水道、それと道路とかの対応があるので、1人の部長だと多分大変だから、2つに分けるといように聞こえたのですが、もう一度説明いただくとありがたいのですが。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、ご説明いたします。

まず、いわゆる組織の体制につきましては、毎年全部署から意見、要望等を聴取して、多様化しております行政需要に的確に対応できるように、毎年組織の見直し、改編というものを行っているところでございますけれども、現在の建設水道部の体制というのが、平成31年度から実施しております。また、水道課と下水道課を統合した上下水道課というのは令和2年度から設置しております。部につきましては、建設水道部は3年半、それから今の上下水道課につきましては1年半が経過したところでございます。

この間における組織からの意見といたしまして、上水道関係が厚生労働省、それから下水道事業が国土交通省ということで、所管が異なっていること、それから上水道事業、下水道事業の2つの事業を1つの係で経理すること、この煩雑さがございまして、それぞれの経理が別々の係で行うことが望ましいという意見が一貫して出ていたところでございます。

さらに、現在水道部に関しましては、建設水道部長が水道部門も担当しているわけですが、建設部門と兼務、それから上下水道課長、それから管理係長、管理係員においては、上下水道を兼務する体制では、施設の老朽化、大規模な災害発生時における道路、水道、下水道などの重要なライフラインが、同時に被災した場合の迅速で的確な対応がなかなか困難であるとの意見もございまして、特に本年発生 of 落雷による給水停止というような緊急措置も踏まえまして、分離することが望ましいだろうという庁内の意見に達した。それに伴いまして、今回改正に至っております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） ただいまの斎藤委員の質問に関連するのですが、わずか3年半でまた内容が戻ってしまったような感じなのですが、3年半前のときに、統合をしようということになったときに、最悪の事態を考えていなかったのかと。いれば、統合しなくて、今までのまま、分離した状態でできていた。当然そのときの部課長さんの要望を聞きながらやったと思うのですが、3年半前のときに、統合に対しての意見というのはどういう意見だったのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

当然ながら3年半前にも、組織改編については様々な意見はあったと認識はしております。ただし、その際に、行政のスリム化というのも同時に、1つの解決する課題であったというのもございまして、その時点では、トータルして建設水道部でやってみようという決定に至ったとは認識しております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） それで、今回また分離するということになりましたが、その1つとして、この前の落雷に関する災害発生 of 対応が難しかったのだという発言がありましたが、実際今回の落雷によって、対応が難しかったという具体的な事例を教えてください。お願いします。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 今回発生しました落雷による給水停止につきましては、水道部門の職員が対

応いたしたところでございますが、今回問題としておりますのは、今回は給水停止だけで済んだわけなのですが、同時に大きな災害があつて、道路と幾つかの複数のライフラインが被災した場合を想定してみますと、やはり同じ組織の中ではないほうがよろしいという観点に達したわけございまして、分離するところに至つた。実際に給水停止のときに、今回は、道路などは被災を受けてはいなかったのですけれども、道路のほうの災害もあつたと仮定すると、今の体制では難しいというところでございます。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 了解しました。要は今回の落雷に関しては、そこまではなかったけれども、今後もっと重大な災害が起きたときには、対応できなくなるだろうということですね。了解しました。

もう一点なのですが、副市長のこの前の発言の中に、広域化も視野に入れてという話があつたのですが、具体的にどのようなことなのでしょう。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

広域化も視野に入れてというのは、今は具体的に庁内でそこまで検討は至っておりませんので、ちょっと具体的なものは今のところございません。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 分離されるということに対しての職員の人数とかは、変わっていくということですか。水道と建設、一緒だったところが分離されて、この人数が増えていくとかということをちょっとお聞きします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

基本的には、今ある水道部門、そのまま建設水道部から切り離して、同じ規模でやる。基本的には同じ規模で考えております。ただし、今の上下水道課の管理係というのは、上水道と下水道一緒の管理係になっていますので、これを2つに分ける関係で、係長クラスはおのおのにつくような形で今編成を考えておりますが、総枠としては、基本的には変えない、同じ人数、体制で考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

君島委員。

○委員（君島孝明） 今回このようなことになってしまったのですが、今後は、行政スリム化を考えるのも当然なのですが、それ以前に、市民生活をいかに守っていくかということをしつかり念頭に置いて、今後は進めていただければと思います。

もう一点、特に水に関しては、市民の皆様の命のもとですから、必ずこれからも市が責任を持って水を守っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにないようでありますので、意見を終わります。

それでは採決いたします。議案第80号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第80号 大田原市行政組織条例及び大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第81号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長(櫻井潤一郎) 続きまして、日程第7、議案第81号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長(益子和弘) 議案第81号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、令和4年人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて給与改定等を行うことに伴い、関係する3つの条例を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長(櫻井潤一郎) 総務課長。

○総務課長(君島 敬) 議案第81号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

52ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。まず、第1条関係、大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に基づき引上げとなるボーナスを勤勉手当に配分し、第21条第2項第1号において、正職員の勤勉手当を0.10月分引上げ100分の105に、特定幹部職員にあっては100分の125にそれぞれ改め、第2号において、再任用職員の勤勉手当を0.05月分引上げ100分の50に、特定幹部職員にあっては100分の60にそれぞれ改めるものでございます。

53ページを御覧ください。行政職給料表を記載のとおり改正するものでございます。

続きまして、57ページを御覧ください。第2条関係、同じく大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、引上げとなった勤勉手当を、令和5年4月1日以降、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分し、第21条第2項第1号において、正職員の勤勉手当を100分の100に、特定幹部職員にあっては100分の120にそれぞれ改め、第2号において再任用職員の勤勉手当を100分の47.5に、特定幹部職員にあっては100分の57.5にそれぞれ改めるものでございます。

次に、58ページを御覧ください。第3条関係、大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に基づき引上げとなるボーナスを期末手当に配分し、第10条第2項において、特定任期付職員の期末手当を0.05月分引上げ100分の167.5に改めるとともに、別表第1において特定任期付職員の給料表、別表第2において任期付職員の給料表を記載のとおり改めるものでございます。

次に、59ページを御覧ください。第4条関係、同じく大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、引上げとなった特定任期付職員の期末手当を、令和5年4月1日以降、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう再配分し、第10条第2項において100分の165に改めるものでございます。

次に、60ページを御覧ください。第5条関係、大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の給料表を記載のとおり改めるものでございます。

49ページの改正文にお戻りいただきまして、附則といたしまして、第1条第1項は、この条例は公布の日から施行するとし、第2条及び第3条の規定は、令和4年4月1日から施行するといたします。

50ページを御覧ください。附則第1条第2項につきましては、第1条の規定による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定による改正後の会計年度任用職員給与条例の規定は、令和4年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例の規定のうち勤勉手当に関する規定及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定のうち期末手当に関する規定は、令和4年12月1日から適用するといたします。

附則第2条につきましては、差額の支給に関する規定でございます。

大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決をいたします。

議案第81号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第82号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 続きまして、日程第8、議案第82号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第82号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及

び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和4年人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて、市長等及び市議会議員の期末手当支給割合を改定することに伴い、関係する2つの条例を改正するものであります。

詳細については総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、議案第82号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

72ページの新旧対照表を御覧ください。第1条関係、市長等の給与に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に準じ期末手当を引上げるため、第4条第2項において、期末手当を0.05月分引上げ、100分の167.5に改めるものでございます。

続きまして、73ページを御覧ください。第2条関係、同じく市長等の給与に関する条例の一部改正につきましては、引上げた期末手当を、令和5年4月1日以降、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう再配分し、第4条第2項において、期末手当を100分の165に改めるものでございます。

続きまして、74ページを御覧ください。第3条関係、大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に準じて期末手当が引上げられるため、第5条第2項において、期末手当を0.05月分引上げ100分の167.5に改めるものでございます。

次に、75ページを御覧ください。第4条関係、同じく大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、引上げた期末手当を、令和5年4月1日以降、6月期及び12月の期末手当が均等になるよう再配分し、第5条第2項において、期末手当を100分の165に改めるものでございます。

70ページの改正文にお戻りいただきまして、附則第1条第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条、第4条の規定は、令和5年4月1日から施行するといたします。

また、附則第1条第2項といたしまして、第1条の規定による改正後の市長等条例及び第3条の規定による改正後の議員条例の規定は、令和4年12月1日から適用するといたします。

附則第2条につきましては、差額の支給に関する規定でございます。

市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第82号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案を可とすることに決しました。

執行部の皆様は、ご説明ありがとうございました。

(執行部退席)

◎総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第9、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレットの3ページの資料なのですが、調査事件ということで1から8の8件ございまして、この件につきまして議会閉会中の継続調査をしたい旨、会議規則第109条の規定に基づき、議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長（櫻井潤一郎） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることにいたします。

◎散 会

○委員長（櫻井潤一郎） 以上で当委員会に付託されました議案等の審査は、全て終了いたしました。

委員の皆様のご協力を賜りまして無事終了できましたことにお礼申し上げます。ありがとうございました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

午前11時21分 散会